

新クリーンセンター稼働後の展開(案)

現ごみ処理基本計画⇒新ごみ処理基本計画(新クリーンセンター)

ごみ処理基本計画			新ごみ処理基本計画(案)		
4 主な施策	主な施策	見直し・継続・進展理由	1 基本理念	主な施策	
6)	中間処理施設の更新		6)	新処理施設の稼働	
	①武蔵野クリーンセンター敷地の継続使用の検討	⇒進展(新処理施設の稼働)		①新処理施設の稼働	平成20年度から新施設について、市民参加により検討を進めてきた。その中、(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会において平成21年6月に提言を受け、周辺住民の方々のご理解とご協力をいただき、現施設敷地内東側に新施設の整備用地を市の責任において決定し、その後も市民参加の委員会、協議会を経て、平成26年5月より工事着工し、平成29年4月新施設の稼働を予定している。
	②環境負荷が少ない安全で効率性の高い中間処理施設の整備	⇒進展(新処理施設の稼働)		②安全・安心な施設づくりとエネルギー供給センター	平成23年7月に策定した新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画において、安全・安心な施設づくりを基本方針として、全国トップレベルの排ガス規制値を設定し、最新鋭の焼却処理システムを導入する。また、環境に配慮した施設づくりとして、新施設を「エネルギー供給センター」と位置付け、焼却熱利用として、ごみ発電とそれを補完するガス・コージェネレーションを導入し、周辺公共施設へのエネルギーの安定的な供給と災害時にも供給できるシステムを導入する。
	③資源化機能について	⇒見直し ・新施設において、資源を選別・圧縮梱包・保管したり、バイオマスを処理したりする資源化施設については敷地が狭小なため、設置しない。 ⇒資源化推進・施設整備へ章立て統合		/	
	④普及啓発機能・情報発信機能の確保について	⇒進展(環境啓発施設の整備)	7)	環境啓発施設	
				①環境啓発施設	・普及啓発機能・情報発信機能の確保については、現施設の事務所棟・プラントホームを残し環境啓発施設として再利用する。 ・平成29年4月新施設の稼働後、現施設工場棟を解体し、環境啓発施設としてリニューアルさせ、平成31年度に開館をめざしている。
7)	資源化推進・施設整備		8)	資源化推進・施設整備	
	①ごみ等のバイオマスの減量・資源化の推進、エネルギー化の検討	⇒見直し ・バイオマス系処理施設はコスト面などから実現性は難しい。		①資源化推進・施設整備	・新施設において、資源を選別・圧縮梱包・保管したり、バイオマスを処理したりする資源化施設については敷地が狭小なため、設置しない。 ・バイオマス系処理施設はコスト面などから実現性は難しいことから、新施設においては、バイオマス系の焼却処理による熱回収(ごみ発電)により、国の制度であるバイオマス系に由来する電力としての再生可能エネルギー固定買取制度を活用することを検討する。 ・資源を選別・圧縮梱包・保管する資源化施設については、市外の民間処理施設を活用しているが、今後の処理方法、処理施設、広域化処理などの効率的で環境負荷の少ない処理形態を研究、情報収集を行う。
	②資源化・エネルギー化施設整備の検討	⇒見直し ・新施設において、新たな資源化施設については敷地が狭小なため、設置しない。 ・エネルギー化施設整備については、「6)新処理施設の稼働②安全・安心な施設づくりとエネルギー供給センター」のとおり、整備を行う。			

